平成２４年７月１８日判決言渡
平成２４年(ネ)第１００１２号　特許権侵害差止等請求控訴事件
（原審　東京地方裁判所平成２２年(ワ)第４３７４９号）
口頭弁論終結日　平成２４年５月１４日

判　　　　　　決

控 訴 人（原告）　　　　テ ク ノ ス 株 式 会 社

訴訟代理人弁護士　　　　大　　場　　正　　成
補佐人弁理士　　　　松　　永　　宣　　行

被控訴人（被告）　　　　三 伸 機 材 株 式 会 社

被控訴人（被告）　　　　三 伸 機 材 株 式 会 社

被控訴人（被告）　　　　三 伸 機 材 株 式 会 社

被控訴人（被告）　　　　三 伸 機 材 株 式 会 社

上記４名訴訟代理人弁護士　三　　縄　　　　　隆
補佐人弁理士　高　　橋　　詔　　男
山　　崎　　哲　　男

主　　　　　　　文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第１　控訴の趣旨

控訴人は，原判決取消しとともに，被控訴人らに対し，原判決の請求欄に記載のとおりの差止め等と金銭給付を命じる判決を求めた。

第２　事案の概要

１　控訴人は，発明の名称を「鉄骨柱の転倒防止方法，ずれ修正方法及び固定ジグ」とする本件特許第３３７５８８６号の特許権権者であるが，原判決別紙物件目録（１）記載の被告製品１（柱建入れ治具）が本件特許権の請求項４の発明（本件特許発明４）の技術的範囲に属し，その製造，貸与は請求項４の特許権を侵害するとし，同目録（２）記載の被告製品２（エレクションピース）の製造，販売は本件特許権の請求項１の発明（本件特許発明１）の間接侵害に該当するとして，控訴の趣旨のとおりの差止め等と損害賠償を求めたが，原判決は請求を棄却した。

２　本件特許発明１は方法の発明であり，本件特許発明４は物の発明であるが，これら特許発明と控訴人の請求，そして原判決の認定判断の対応は次のとおりである。

①　控訴人は，被告製品１が請求項４に係る本件特許発明４の構成要件を充足すると主張したが（争点１），原判決はこれを否定した。

②　控訴人は，被告製品１，２を使用した鉄骨柱の転倒防止方法が，本件特許発明１の構成要件を充足すると主張したが（争点２），原判決はこれを否定した。

③　控訴人は，被告製品１，２を使用した鉄骨柱の転倒防止方法が，本件特許発

明１の均等に属すると主張したが（争点３），原判決は，構成要件を充足しない部分につき意識的除外がされたと認定し，均等侵害を否定した。

④　控訴人は，被告製品２は本件特許発明１の方法の使用に用いられるなどとして，本件特許発明１の間接侵害（特許法１０１条４号，５号）に該当すると主張したが（争点４），上記②の判断を前提にして，これを否定した。

３　本件の前提となる事実及び争点は，原判決「事実及び理由」中の「第２　事案の概要」の２，３記載のとおりである。

そのうち，本件特許発明１及び４の構成要件の分説は，次のとおりである。

(1) 本件特許発明１

Ａ①　複数のエレクションピースを周方向に間隔をおいて上方の端部に有する既設の鉄骨柱に,前記エレクションピースに対応する複数のエレクションピースを下方の端部に有する新設の鉄骨柱を接合すべきとき,

Ａ②　前記既設の鉄骨柱の上側に降ろした前記新設の鉄骨柱の転倒を防止する方法であって,

Ｂ①　前記既設の鉄骨柱の各エレクションピースが入る第１のスリットと，前記新設の鉄骨柱の各エレクションピースが入る第２のスリットとを有し,前記第１のスリットの水平方向の幅が前記第２のスリットの水平方向の幅より大きい環状の固定ジグであって

Ｂ②　２本のボルトを前記第１のスリットの両側に該第１のスリットに対して水平方向に進退可能に取り付け

Ｂ③　かつ１本のボルトを前記第１のスリットの下側に該第１のスリットに対して上下方向に進退可能に取り付け,

Ｂ④　また２本のボルトを前記第２のスリットの片側に該第２のスリットに対して水平方向に進退可能に取り付けた固定ジグを,

Ｃ①　前記第１のスリットに前記既設の鉄骨柱のエレクションピースを差し込むと共に,

Ｃ②　前記第２のスリットに前記新設の鉄骨柱のエレクションピースを差し込んで所

定位置に配置すること，

D①　その後，前記第１のスリットに対して進退可能である前記ボルトのねじ込みにより前記固定ジグと前記既設の鉄骨柱の前記エレクションピースとを連結すると共に，

D②　前記第２のスリットに対して進退可能である前記ボルトのねじ込みにより前記固定ジグと前記新設の鉄骨柱の前記エレクションピースとを連結する

E　ことを含む，鉄骨柱の転倒防止方法。

(2) 本件特許発明４

F　複数のエレクションピースを周方向に間隔をおいて上方の端部に有する既設の鉄骨柱に，前記エレクションピースに対応する複数のエレクションピースを下方の端部に有する新設の鉄骨柱を接合すべきとき，前記既設の鉄骨柱の上側に降ろした前記新設の鉄骨柱の転倒を防止するのに使用する環状の固定ジグであって，

G　前記既設の鉄骨柱の各エレクションピースが入る第１のスリットと，前記新設の鉄骨柱の各エレクションピースが入る第２のスリットとであって前記第１のスリットの水平方向の幅が前記第２のスリットの水平方向の幅より大きい第１のスリットと第２のスリットとを有し，

H　２本のボルトを前記第１のスリットの両側に該第１のスリットに対して水平方向に進退可能に取り付け

I　かつ１本のボルトを前記第１のスリットの下側に該第１のスリットに対して上下方向に進退可能に取り付け，

J　また２本のボルトを前記第２のスリットの片側に該第２のスリットに対して水平方向に進退可能に取り付けた，固定ジグ。

第３　当事者の主張

争点に関する当事者の主張は，原判決「事実及び理由」中の「第３　争点に関する当事者の主張」記載のとおりである。

第４　当裁判所の判断

１　当裁判所も，前記第２の２の①～④における原判決の認定判断を支持するものであって，控訴人の請求は理由がないものと判断する。

その理由は，控訴理由にかんがみ次の２，３のとおり付加訂正するほか，「事実及び理由」中の「第４　当裁判所の判断」１ないし４（２４頁１行目～３５頁４行目）記載のとおりである（なお，原判決３２頁５行目から６行目の「ぞれぞれ」は「それぞれ」の誤記）。

２　争点１について控訴人は，原判決は，被告製品１が請求項４の要件を充足する構造を有するか否かについて判断せず，第三者がこれをどう使用するかということを取り上げ，判断すべき事実を取り違えていると主張する。

しかし,本件特許発明４の構成要件Ｆでは,「上方の端部に有する既設の鉄骨柱」,「下方の端部に有する新設の鉄骨柱」及び「前記既設の鉄骨柱の上側に降ろした前記新設の鉄骨柱」とされ，構成要件Ｇでは，「既設の鉄骨柱の各エレクションピースが入る第１のスリット」と「新設の鉄骨柱の各エレクションピースが入る第２のスリット」の「水平方向の幅」を比較して，「前記第１のスリットの水平方向の幅が前記第２のスリットの水平方向の幅より大きい」ことが規定され，また，構成要件Ｉでは，「１本のボルトを前記第１のスリットの下側に該第１のスリットに対して上下方向に進退可能に取り付け」ることが規定されている。これらの構成要件によれば，本件特許発明４の固定ジグは，最初にいずれの方向が「上側」であるかが決定されることが前提となることにより，初めて「第１のスリット」と「第２のスリット」が定まる構成となっていると理解すべきである。

したがって，被告製品１の構成要件充足性を判断するにあたっても，最初に被告製品１の「上側」を決定する必要がある。物体が空間の中で回転自在であることは自明であり，被告製品１それだけでその「上側」を決定することはできず，被告製品１の「上側」を決定するには，被告製品１についての取扱説明書等の書面を参照するほかはない。原判決は，このような判断過程を前提にし，被告製品のカタログ（甲４）及び取扱説明書（甲５）の記載を踏まえて被告製品１の「上側」を認定し，

これに基づいて「第１のスリット」と「第２のスリット」を認定したのであって，そこに誤りはない。

３　争点３（均等）についての原判決判断の冒頭部分（原判決２６頁～２７頁の(2)の説示部分）を，次のとおり改め，３４頁１１～１４行目を削る。

「　しかしながら，特許発明の出願人が，特許出願手続において，被疑侵害方法，本件でいえば説明書記載方法が特許発明の技術的範囲に属しないことを承認し，又は外形的にそのように解釈されるような対応に至った場合には，出願人は，説明書記載方法を特許請求の範囲から意識的に除外したものとして，説明書記載方法が均等なものと主張することはできないと解すべきである。この見地に立って，以下の事実関係からみれば，本件特許においては，出願手続において，第１のスリットの水平方向の幅が第２のスリットの水平方向の幅より小さいものを意識的に除外したものと解すべきであり，説明書記載方法が本件特許発明１の方法と均等な方法であると認めることはできない。」

第５　結論

以上によれば，その余の点につき判断するまでもなく，控訴人の請求は理由がなく，これを棄却した原判決は相当である。よって，主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第２部

裁判長裁判官　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

塩　　月　　秀　　平

裁判官　　　　池　　下　　　　朗

裁判官　　　　古　　谷　　健　二　郎